



RCR STD-22

# 特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備

SPECIFIED RADIO MICROPHONE  
FOR LAND MOBILE RADIO STATION

## 標準規格

ARIB STANDARD

RCR STD-22 3.2版

平成 2年 5月17日	策	定
平成 6年 2月28日	1.	1改定
平成12年 7月25日	2.	0改定
平成17年11月30日	2.	1改定
平成21年 3月18日	3.	0改定
平成25年 7月 3日	3.	1改定
平成26年 7月31日	3.	2改定

一般社団法人 電 波 産 業 会

Association of Radio Industries and Businesses



## まえがき

一般社団法人電波産業会は、無線機器製造者、電気通信事業者、放送機器製造者、放送事業者及び利用者の参加を得て、各種の電波利用システムに関する無線設備の標準的な仕様等の基本的な要件を「標準規格」として策定している。

「標準規格」は、周波数の有効利用及び他の利用者との混信の回避を図る目的から定められる国の技術基準と、併せて無線設備、放送設備の適性品質、互換性の確保等、無線機器製造者、電気通信事業者、放送機器製造者、放送事業者及び利用者の利便を図る目的から策定される民間の任意基準を取りまとめて策定される民間の規格である。

本標準規格は、特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備について策定されたもので、策定段階における公正性及び透明性を確保するため、内外無差別に広く無線機器製造者、電気通信事業者、放送機器製造者、放送事業者及び利用者の利害関係者の参加を得た当会の規格会議の総意により策定されたものである。

本標準規格が、無線機器製造者、電気通信事業者、放送機器製造者、放送事業者及び利用者に積極的に活用されることを希望する。

### 注意：

本標準規格では、本標準規格に係る必須の工業所有権に関して特別の記述は行われていないが、当該必須の工業所有権の権利所有者は、「本標準規格に係る工業所有権である別表 1 及び別表 2 に掲げる権利は、別表 1 及び別表 2 に掲げる者の保有するところのものであるが、本標準規格を使用する者に対し、別表 1 の場合には一切の権利主張をせず、無条件で当該別表 1 に掲げる権利の実施を許諾し、別表 2 の場合には適切な条件の下に、非排他的かつ無差別に当該別表 2 に掲げる権利の実施を許諾する。ただし、本標準規格を使用する者が本標準規格で規定する内容の全部又は一部が対象となる必須の工業所有権を所有し、かつ、その権利を主張した場合、その者についてはこの限りではない。」旨表明している。

RCR STD-22

別表 1  
(なし)

(第一号選択)

別表 2

(第二号選択)

特許出願人	発明の名称	出願番号等	備考
ソニー株式会社	RCR STD-22 3.2 版について包括確認書を提出		

## 目次

まえがき

第 1 章 一般事項.....	1
1.1 概要.....	1
1.2 適用範囲.....	1
1.3 準拠文書.....	2
第 2 章 標準システム.....	3
第 3 章 アナログ方式特定ラジオマイク用無線設備の技術的条件.....	7
3.1 一般条件.....	7
(1) 通信方式.....	7
(2) 通信の内容.....	7
(3) 電波型式.....	7
(4) 使用周波数.....	7
(5) 変調方式.....	7
(6) 使用環境条件.....	7
3.2 送信装置.....	7
(1) 空中線電力.....	7
(2) 空中線電力の許容偏差.....	7
(3) 周波数の許容偏差.....	7
(4) 発振方式.....	7
(5) 変調周波数.....	8
(6) 隣接チャネル漏えい電力.....	8
(7) 占有周波数帯幅の許容値.....	8
(8) スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値.....	8
(9) 周波数偏移.....	9
(10) コンプレッサ及びリミッタ.....	10
(11) プレエンファシス.....	10
3.3 受信装置.....	10
(1) 基準感度.....	10
(2) スプリアス・レスポンス.....	10
(3) 隣接チャネル選択度.....	10
(4) 相互変調特性.....	10

(5) 局部発振器の周波数変動.....	11
(6) エキスパンダ.....	11
(7) ディエンファシス.....	11
(8) 副次的に発する電波等の限度.....	11
3.4 制御装置.....	11
(1) 送信設備.....	11
(2) 受信設備.....	11
3.5 空中線.....	12
(1) 送信設備の空中線.....	12
(2) 受信設備の空中線.....	12
3.6 筐体.....	12
3.7 イヤーモニター用回線補償装置.....	12
3.8 イヤーモニター用分配装置.....	13
第4章 デジタル方式特定ラジオマイク用無線設備の技術的条件.....	14
4.1 一般条件.....	14
(1) 通信方式.....	14
(2) 通信の内容.....	14
(3) 電波型式.....	14
(4) 使用周波数.....	14
(5) 変調方式.....	14
(6) 伝送シンボルレート.....	14
(7) 最高音声周波数.....	15
(8) 音声符号化方式.....	15
(9) 音声遅延時間.....	15
(10) 使用環境条件.....	15
4.2 送信装置.....	15
(1) 空中線電力.....	15
(2) 空中線電力の許容偏差.....	15
(3) 周波数の許容偏差.....	15
(4) 発振方式.....	15
(5) 隣接チャネル漏えい電力.....	15
(6) 占有周波数帯幅の許容値.....	15
(7) スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値.....	15
(8) コンプレッサ及びリミッタ.....	16
(9) プリエンファシス.....	16

(10) 変調精度 .....	16
(11) 伝送速度の精度 .....	16
4.3 受信装置 .....	17
(1) 基準感度 .....	17
(2) ビット誤り率フロア特性 .....	17
(3) スプリアス・レスポンス .....	17
(4) 隣接チャネル選択度 .....	17
(5) 相互変調特性 .....	17
(6) 局部発振器の周波数変動 .....	17
(7) エキスパンダ .....	17
(8) ディエンファシス .....	17
(9) 副次的に発する電波等の限度 .....	17
4.4 制御装置 .....	17
4.5 空中線 .....	18
(1) 送信設備の空中線 .....	18
(2) 受信設備の空中線 .....	18
4.6 筐体 .....	18
4.7 イヤーモニター用回線補償装置 .....	18
4.8 イヤーモニター用分配装置 .....	19
第5章 測定法 .....	20
付録1 運用の手引き .....	21
付録2 経過措置 .....	29
参考1 特定無線設備の技術基準適合証明に係る試験項目 .....	30

改定履歴